

第4回選定に関する Q&A

Q. 「構成する資産リスト」に記載する対象は有形のものだけですか。

A. 食や芸能など、無形のものも記載して大丈夫です。その遺産の価値を担保するもの、遺産の価値を表現することができるものを遺産のストーリーに沿って書いてください。

Q. 選定後に遺産に関する施設を修繕等する場合は報告が必要ですか。また制限はありますか。

A. 文化財ではないので現状変更申請等の手続きは必要ありませんし、制限等も設けていませんが、選定において評価された価値が失われる可能性がある場合は相談してほしいと思います。

Q. 担い手団体に行政・町役場がなる場合は、会員数や活動年数は職員数や町が存続している年数を入れるのでしょうか。

A. 行政が担い手となる場合は、活動年数や人数などは空欄でも OK。

担い手団体の理想としては民と公が連携した協議会を作っていただくなど、持続可能な組織体制が構想されているとよりよいかもしれません。

行政の仕組みとして数年で担当者の交代などが行われるので、熱意が継続される仕組み、将来にわたって遺産の保全・活用が継続される仕組みが期待されます。保守や活用に関する条例を持っているとか、将来に向けた持続可能な組織体制があるとよいと思います。

Q. 申請様式の欄が狭いので内容が書ききれない場合、補足するための資料は添付してよいですか。

A. 内容は箇条書きでも構いませんので、基本的には規定の様式（A4）に収めてください。まずはストーリーを表現するのに必要な項目を挙げてください。今回の選定では審査をスムーズに実施するために、申請書について、必要に応じて調査・情報収集する“選定ワーキンググループ”を設置しています。内容に補足が必要なものは、ワーキンググループから情報提供を依頼しますのでその際に教えてください。なお、パワーポイントのフォントのサイズは自由に変えていただいて OK ですが、見やすいように作成していただくと助かります。

Q. 食に関するものについては、“所有者確認”というのはどう捉えたらいいですか。

A. 申請する団体が生産地であれば、その地域の生産者組合や直接の生産者などと協働していたり、料理の技術であれば、その料理を継承している団体や普及啓発しているような団体と協働する体制があり、「協働する団体」に入っているとよいと思います。地域の郷土食や食文化などであれば、その食文化の普及啓発をしていくような団体や食文化を活用していくような企業が入っているのもよいと思います。

Q. 選定された後、活動に関しての規定などはありますか。

A. 規定は特にありません。申請書に記載していただいたアクションプランを積極的に実行してください。協議会側からの支援としては、助成金による活動支援や、WEB・メディア等で積極的に皆さん方の活動を紹介することで普及啓発活動を行っていきます。

Q. 選定された方たちの集まりなどがありますか。

- A. 年に1回、選定地域の担い手の皆さんや支援企業の皆さんなどとの交流の場として、交流会議（北海道遺産サミット）を行っています。パネルディスカッションや助成金活動報告をしていただいたり、時にはゲストをお呼びして講演していただいたりしています。

Q. 遺産・遺構というとなり歴史のあるものを想像しますが、たとえば50年くらいの取組み年数でもよいのでしょうか。

- A. 選定されている北海道遺産にも、50年経っていないものもあります。北海道の歴史の中でどう位置付けられるか、地域の暮らしにどういった影響を与えているか、北海道の中でも特徴的な活動であることなどを申請書で表現していただければと思います。

北海道遺産の大きな特徴は未来志向というところ。今あるものを、これからの北海道のためにうまく活用していけるかという事なので、年代の古さ・新しさについてはあまり気にしなくてもいいように思います。